

4. 4 廃棄物等

4. 4. 1 一般廃棄物

4. 4. 2 産業廃棄物

4. 4. 3 建設発生土

4.4 廃棄物等

4.4.1 一般廃棄物

環境影響評価の対象は、本事業の実施に伴い家庭や事業所等から発生する一般廃棄物による影響とする。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺の一般廃棄物の状況等を把握し、本事業の実施に伴い家庭や事業所等から発生する一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 一般廃棄物の状況
- (イ) 土地利用の状況
- (ウ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域

計画地及び関連事業区域とした。

ウ 調査期間・調査時期

一般廃棄物の状況についての調査時期は、平成 28 年度とした。

エ 調査方法

(ア) 一般廃棄物の状況

「平成 29 年環境局事業概要－廃棄物編－」等の既存資料により把握した。

(イ) 土地利用の状況

「土地利用現況図（麻生区）平成 22 年度年計画基礎調査」等の既存資料及び現地踏査により把握した。

(ウ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「循環型社会形成基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」
- ・「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
- ・「川崎市一般廃棄物処理基本計画」
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

オ 調査結果

(7) 一般廃棄物の状況

川崎市における平成 18～29 年度の一般廃棄物の推移は図 4.4.1-1 に、処理状況は表 4.4.1-1 に示すとおりである。

平成 29 年度における一般廃棄物の総排出量は 512,294 t、その内、焼却ごみが 359,169 t、資源化量は 153,125 t で資源化率は 29.9%である。それぞれの内訳を見ると、焼却ごみでは家庭系が 249,632 t、事業系が 109,208 t、資源化物では家庭系が 93,129 t、事業系が 59,996 t である。

川崎市では、家庭系ごみ及び資源化物については、地域により収集日を決めて分別収集を実施している。一方、事業系ごみについては、事業者自らが市の処理施設へ持ち込むか、許可業者に収集を委託することで処理している。

計画地周辺に位置する一般廃棄物関連施設を、表 4.4.1-2 に示す。

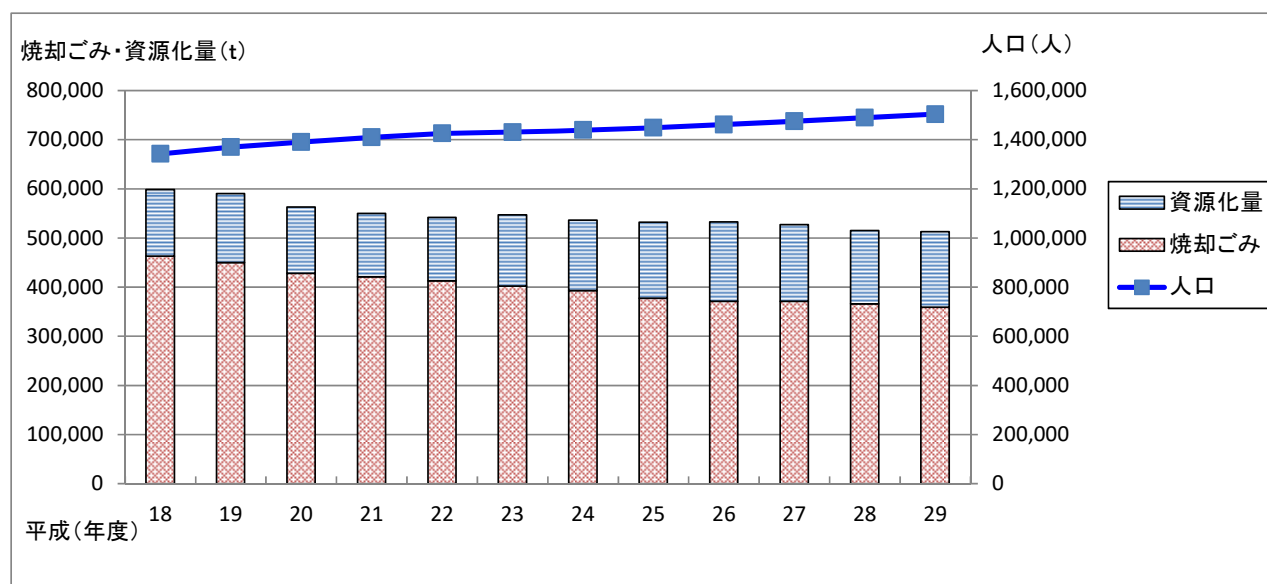


図 4.4.1-1 川崎市における焼却ごみ量・資源化量、人口の推移（平成 18～29 年度）

表 4.4.1-1 川崎市のごみ焼却量等の実績

西暦(年度)		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
和暦(年度)		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
日数		365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
人口(人)※1		1,342,262	1,369,443	1,390,270	1,409,558	1,425,512	1,430,773	1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,300	1,489,477	1,503,690
焼却ごみ(t)		463,131	449,776	428,225	420,517	412,712	401,893	392,926	377,363	370,849	371,270	366,016	359,169
内訳	家庭系焼却ごみ	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368	278,553	275,587	258,810	249,626	251,273	249,303	249,632
	普通ごみ	308,769	301,468	296,254	293,313	289,213	270,732	267,759	250,435	241,632	242,954	241,086	241,060
	粗大・小物金属 可燃分	7,451	7,701	7,055	6,899	7,155	7,821	7,828	8,375	7,994	8,319	8,217	8,572
	事業系焼却ごみ	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829	122,899	116,889	118,129	120,819	119,547	116,333	109,208
	道路清掃ごみ	700	727	638	586	515	441	450	424	404	450	380	329
資源化量(t)※2		134,675	140,468	134,725	129,351	128,664	144,685	143,054	154,299	161,541	155,552	148,983	153,125
資源化率(%)		22.5	23.8	23.9	23.5	23.8	26.5	26.7	29.0	30.3	29.5	28.9	29.9
内訳	家庭系資源化物	78,711	82,805	79,252	75,816	76,196	91,236	90,715	99,472	102,298	100,021	95,524	93,129
	粗大・小物金属 資源化分	4,441	4,178	3,730	3,732	3,785	4,004	3,938	3,814	3,860	3,769	3,805	3,795
	空き缶	6,904	7,890	7,543	7,420	7,327	7,312	7,304	7,859	7,722	7,046	6,270	6,845
	空き瓶	10,926	10,966	11,013	10,930	10,969	11,577	11,653	11,921	11,960	12,225	11,293	11,125
	ペットボトル	4,149	4,662	4,586	4,655	4,872	5,167	5,103	5,168	5,076	5,042	4,991	4,751
	ミックスペーパー	25	269	1,157	1,172	1,865	10,618	10,662	13,306	14,063	13,618	13,010	12,530
	プラ製容器包装					269	3,896	3,811	9,008	12,395	12,587	12,753	12,686
	資源集団回収	51,519	54,431	50,804	47,474	46,684	48,260	47,875	47,999	46,654	45,048	42,773	40,811
	小型家電								2	79	199	57	24
	乾電池									268	255	287	275
	蛍光管											59	53
	その他※3	747	409	419	433	425	402	369	395	221	232	226	234
事業系資源化物(t)		55,964	57,663	55,473	53,535	52,468	53,449	52,339	54,827	59,243	55,531	53,459	59,996
乾電池(t)		233	255	249	247	272	295	245	287	※6	※6	※6	※6
総排出量(t)※4		598,039	590,499	563,199	550,115	541,648	546,873	536,225	531,949	532,390	526,822	514,999	512,294
1人1日当たり ごみ排出量(g)※5		1,221	1,178	1,110	1,069	1,041	1,044	1,021	1,006	998	976	947	933

注) ※1. 人口は、各年度 10 月 1 日現在の人口に基づく。

※2. 資源化量とは、家庭系資源物及び事業系資源物を含めて算出したものである。

※3. その他とは、自主回収、古布及び蛍光管の合計値である（蛍光管は、平成 28 年から除く）

※4. 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量

※5. 1 人 1 日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したものである。

※6. 使用済み乾電池を安定的にリサイクルすることができるようになったため、平成 26 年度から資源化量の内訳へ記載することとしている。

出典：「平成 30 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（平成 30 年 8 月、川崎市）

表 4.4.1-2 計画地周辺の一般廃棄物関連施設

施設名称	施設等の内容	所在地
多摩生活環境事業所	収集事業所	多摩区枳形 1-14-1
王禅寺処理センター	ごみ焼却施設	麻生区王禅寺 1285
浮島埋立事業所	埋立処分施設	川崎区浮島町 523-1
王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285

出典：「平成 30 年度環境局事業概要－廃棄物編－」（平成 30 年 8 月、川崎市）

(イ) 土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用の状況は、「第 2 章 2.1.6 土地利用の状況」(p.68～73) に示すとおり、計画地は、店舗併用住宅用地、商業用地、住宅用地、その他の空地で構成されている。計画地の北側は併用集合住宅用地、西側は運輸施設用地、南側及び東側は主に商業用地、店舗併用住宅用地、住宅用地等が分布している。

(ウ) 関係法令等による基準等

a 「循環型社会形成基本法」

事業者の責務として、「原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等がその事業活動において循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する責務を有する。」等が規定されている。

b 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品・容器等の適正処理ができるようにすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

c 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

d 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」(平成 4 年 12 月、川崎市)

事業者の責務として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と同様の事項に加え、再生資源・再生品使用、長期の使用が可能な製品等や再利用及び再生利用の容易な製品等の開発や修理体制等の確保、不要になった製品等の再利用及び再生利用の可能な物の回収等に努めることが規定されている。

また、容器包装の適正化や事業系一般廃棄物多量排出事業者に対する規定(排出の抑制、再生利用等、並びに適正処理に関する計画書の作成・提出など)、廃棄物の適正保管・適正処理、廃棄物管理票の交付等について、規定されている。

その他、第 33 条では保管施設設置に係る事前評価等が規定されており、規則で定める開発行為者等は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならないとされている。

e 「廃棄物保管施設設置基準要綱」(平成 6 年 4 月改正、川崎市要綱)

この要綱は、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」第 33 条(保管施設設置に係る事前評価等)に規定する廃棄物保管施設の設置場所、構造、種別設置基準等を定めることを目的としており、それに基づき、事業者は適切な場所に必要な施設を設置しなければならないことが規定されている。

f 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成 30 年 3 月改正、川崎市)

事業者の責務として、事業活動において環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、廃棄されること等による環境への負荷の低減に自ら努めなければならないとされている。

g 「川崎市一般廃棄物処理基本計画(ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン)」(平成 28 年 3 月、川崎市)

計画の目標として、以下の 2 つの数値目標が掲げられている。

(目標年度：平成 37 年度、基準年度：平成 26 年度)

1. ごみの発生抑制の推進

市民一人が一日あたりに出すごみを 10 年間で 10%削減する (998→898g)。

2. ごみ焼却量の削減

ごみ焼却量を 4 万 t 削減する (37 万 t→33 万 t)。

h 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、一般廃棄物の地域別環境保全水準として、「生活環境の保全に支障のないこと」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと」と設定する。

(3) 予測・評価

本事業の実施に伴い家庭や事業所等から発生する一般廃棄物を対象とし、廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法について予測及び評価を行った。

① 予測

(7) 予測項目

予測項目は、本事業の実施に伴い家庭や事業所等から発生する一般廃棄物を対象とし、廃棄物の種類ごとの排出量及び処理・処分方法とした。

(1) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、供用時の事業活動等が定常の状態になる時期とした。

(I) 予測方法

予測方法は、図 4.4.1-2 に示すとおり、本事業の計画人口（排出口口）に実績から求めた種類別排出原単位を乗じることにより求める方法とした。

住戸から発生する家庭系一般廃棄物の排出量は、「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）及び「平成 30 年度環境局事業概要-廃棄物編-」に基づく排出量から 1 人あたりの排出量を算出し、川崎市の分別区分に応じた種類ごとの 1 日あたりの排出量を求めた。また、排出口口については、「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則」に基づき設定した（詳細は資料編 p.資 5-1 参照）。

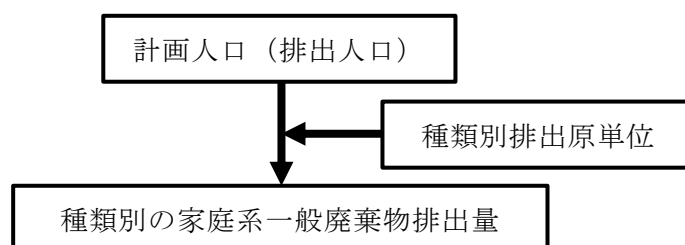


図 4.4.1-2 家庭系一般廃棄物排出量の予測フロー

また、商業施設から発生する事業系一般廃棄物の排出量は、既存資料による事業系一般廃棄物の単位面積あたりの排出原単位に商業施設の延べ床面積を乗じて求めた。事業系一般廃棄物の原単位の内容は、表 4.4.1-3 に示すとおりである。

表 4.4.1-3 単位面積あたりの事業系一般廃棄物種類別発生原単位

種 類	発生原単位 (g/m ² ・日)
紙 類	22.3
厨 芥	29.2
繊 維	2.1
草木その他	1.5
合 計	55.1

注) 発生原単位の値は、下記の資料からの準小売業、スーパー・デパート、飲食業の値より計算された平均である。

出典：「事業系一般廃棄物性状調査(その 8)」(平成 5 年度東京都清掃研究所研究報告)平成 6 年 12 月、杉山、田口、立藺、明松。
「平成 11 年度排出源等ごみ性状調査」(東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室編)平成 12 年 11 月、及川、三森、谷川

(オ) 予測結果

本事業の実施に伴い発生する家庭系一般廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法は、表 4.4.1-4 に示すとおりである。1 日あたりの排出量の合計は約 656kg/日で、その内、焼却ごみは約 477.5kg/日、資源化物は約 178.1kg/日と予測する。処理・処分方法は、焼却ごみについては川崎市により収集・焼却処分、資源化物については川崎市または資源集団回収業者により収集・資源化すると予測する。

本事業の実施に伴い発生する事業系一般廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法は、表 4.4.1-5 に示すとおりである。1 日あたりの発生量の合計は約 182kg/日と予測する。処理・処分方法は、許可業者に委託し、適切に処分されると予測する。

表 4.4.1-4 家庭系一般廃棄物の種類、排出量及び主な処理・処分方法

種 類		排出量 (kg/日)	主な処理・処分方法
焼却ごみ		477.5	川崎市により収集・焼却処分
資源化物	粗大・小物金属資源	7.2	川崎市により収集・資源化
	空き缶	13.1	
	空き瓶	21.3	
	ペットボトル	9.1	
	ミックスペーパー	23.9	
	プラ製容器包装	24.3	
	資源集団回収物	78.1	回収業者により収集・資源化
	小型家電	0.1	川崎市により収集・資源化
	乾電池	0.5	
	蛍光管	0.1	
	その他	0.4	
資源化物 計		178.1	—
合 計		約 656	—

注) 資源集団回収物は、紙類、布類、びん類である。

表 4.4.1-1 における 2017 (H29) 年の実績から計算された家庭系一般廃棄物の排出原単位に基づき、排出口数を乗じて排出量を求めた (資料編 p.資 5-1 参照)。

表 4.4.1-5 事業系一般廃棄物の種類、発生量及び主な処理・処分方法

種 類		発生量 (kg/日)	主な処理・処分方法
紙 類		73.6	各テナントが許可業者に委託し、適切に処分
厨 芥		96.4	
繊 維		6.9	
草木その他		5.0	
合 計		約 182	—

注) 発生量は延べ面積 (商業) 約 3,300m² による計算値。

② 環境保全のための措置

本事業の供用時においては、家庭系及び事業系一般廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・廃棄物保管施設（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物）においては、掲示物等により減量化・資源化を促す。
- ・家庭系一般廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「川崎市廃棄物の処理及び再利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」（川崎市要綱）に基づき、本事業の計画建物である共同住宅の 1 階に住居用の廃棄物保管施設（住宅ゴミ置き場）を設け、分別収集の徹底を促す。
- ・事業系一般廃棄物については、商業施設を含む計画建物の地下 1 階に廃棄物保管施設（店舗ゴミ置き場）を設け、各テナントが取り扱う廃棄物の種類に応じ、川崎市の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理する。
- ・資源化が困難な廃棄物は、許可を受けた廃棄物収集運搬業者に委託し、適正な処理を行う。

③ 評 価

本事業の実施に伴い発生する家庭系一般廃棄物の排出量は約 656kg/日と予測した。処理・処分方法は、焼却ごみについては川崎市により収集・焼却処分、資源化物については川崎市または資源集団回収業者により収集・資源化すると予測した。家庭系一般廃棄物の廃棄物保管施設においては、掲示物等により減量化・資源化を促す等の環境保全のための措置を講じる。

また、事業系一般廃棄物の排出量は約 182kg/日と予測した。処理・処分方法は、許可業者に委託し、適切に処分されると予測した。事業系一般廃棄物の廃棄物保管施設においては、掲示物等により減量化・資源化を促す等の環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障がないと評価する。

4.4.2 産業廃棄物

環境影響評価の対象は、工事の実施及び供用時の事業活動に伴う産業廃棄物の発生による影響とする。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺の産業廃棄物の状況等を把握し、工事の実施及び供用時の事業活動に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 産業廃棄物の状況
- (イ) 撤去建築物等の状況
- (ウ) 関係法令等による基準等

イ 調査地域・調査地点

計画地及び関連事業区域とした。

ウ 調査期間・調査時期

産業廃棄物の状況についての調査時期は、既存資料における最新年度とした。

エ 調査方法

(ア) 産業廃棄物の状況

「川崎市産業廃棄物実態調査報告書」等の既存資料の収集・整理により、計画地及びその周辺の産業廃棄物の状況を把握した。

(イ) 撤去建築物等の状況

施工計画の内容を整理し、計画地内における建築物等の状況を把握した。

(ウ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・「建設廃棄物処理指針」（環境省）
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省要綱）
- ・「建設廃棄物の適正管理の手引き」（川崎市）
- ・「大気汚染防止法」
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

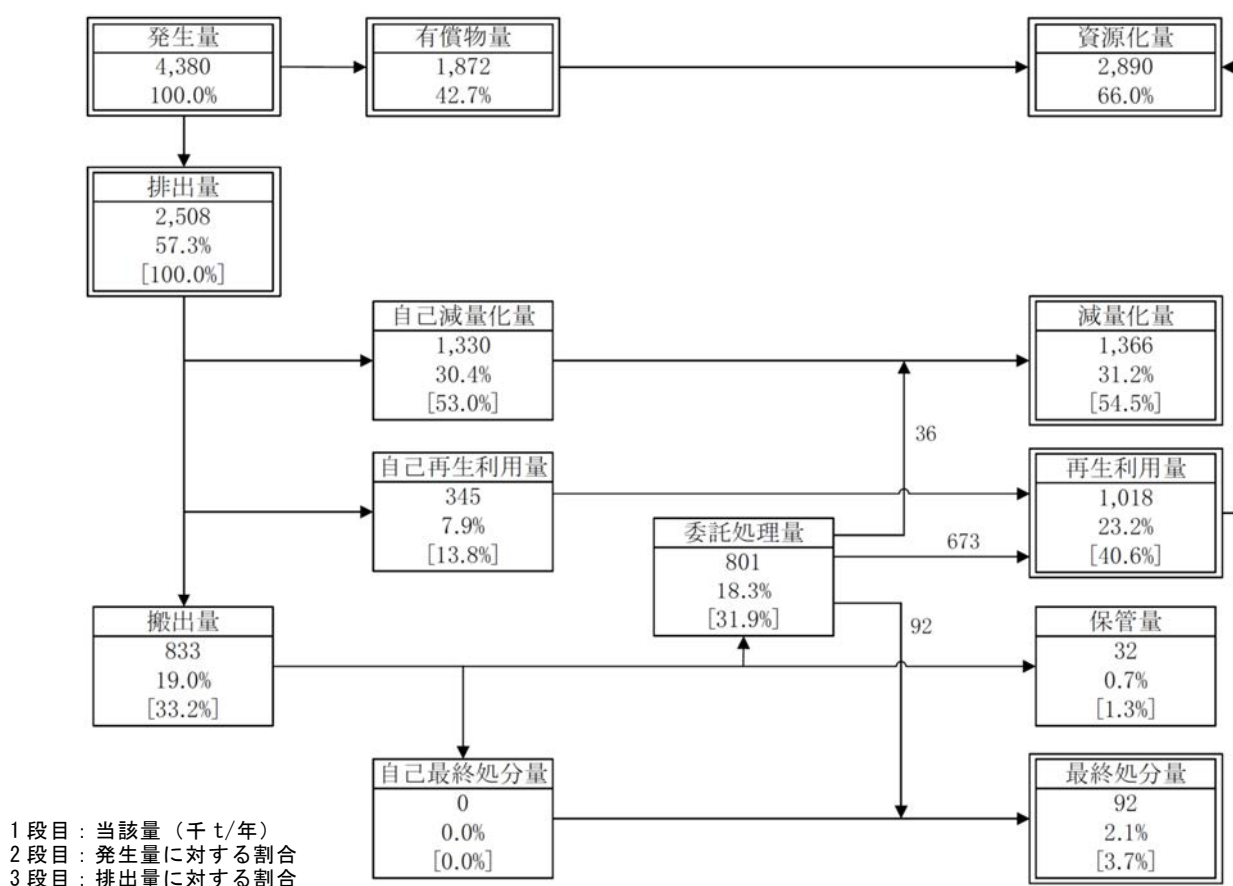
オ 調査結果

(7) 産業廃棄物の状況

川崎市における平成 26 年度の産業廃棄物の排出、処理状況は図 4.4.2-1 に、建設業の処理状況は図 4.4.2-2 に示すとおりである。

川崎市全体の産業廃棄物の発生量は 4,380 千 t /年であり、有償物量は 1,872 千 t /年、排出量は 2,508 千 t /年である。また、排出量のうち減量化量は 1,366 千 t /年、再生利用量は 1,018 千 t /年、最終処分量は 92 千 t /年である。有償物量と再生利用量を合わせた資源化量は 2,890 千 t /年であり、発生量に対する割合は 66.0% である。

建設業の産業廃棄物の排出量は 462 千 t /年である。排出量のうち減量化量は 17 千 t /年、再生利用量は 390 千 t /年、最終処分量は 49 千 t /年であり、排出量に対する再生利用量の割合は 84.3% である。

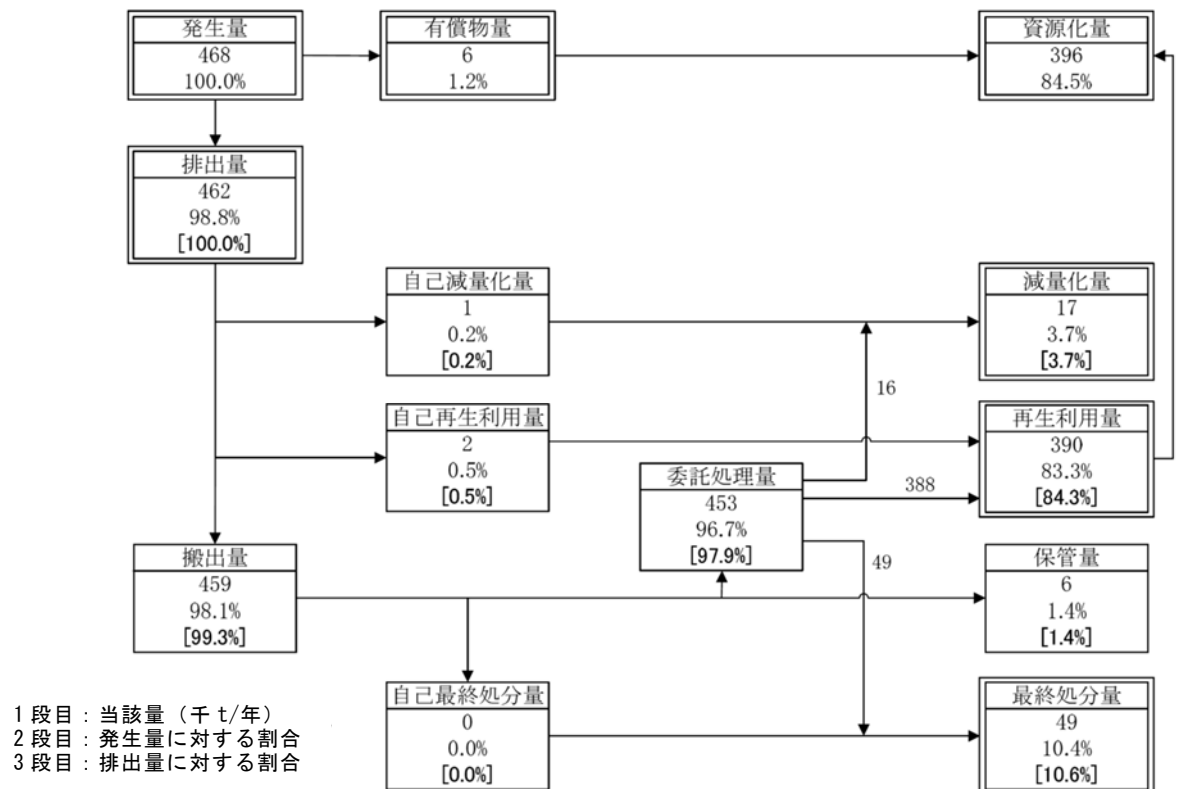


注) 1.有償物量、資源化量の割合は、発生量に対する割合。

2.四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

出典：「川崎市産業廃棄物実態調査報告書（平成 26 年度実績）」（平成 28 年 3 月、川崎市）

図 4.4.2-1 川崎市における産業廃棄物の処理状況（全体）



注) 1.有償物量、資源化量の割合は、発生量に対する割合。

2.四捨五入の関係で、合計値が合わない場合がある。

出典：「川崎市産業廃棄物実態調査報告書（平成 26 年度実績）」（平成 28 年 3 月、川崎市）

図 4.4.2-2 川崎市における産業廃棄物の処理状況（建設業）

(イ) 既存建築物等の状況

計画地及び関連事業区域における既存建築物等の状況は、表 4.4.2-1 に示すとおりである。

表 4.4.2-1 既存建築物等の状況

区分	構 造	棟数等	延床面積等
建築物	鉄筋コンクリート造	3 棟	約 1,524m ²
	鉄骨造	2 棟	約 591m ²
	木 造	19 棟	約 2,677m ²
駐車場	駐車場	1 カ所	約 651m ²
道路等	道路等	-	約 1,770m ²
延床面積等 合計			約 7,213m ²

注) 既存建物の図面と工事業者による現地確認による積算。

(ウ) 関係法令等による基準等

a 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

本法律では、事業者の責務として、「事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこと」、「廃棄物の再生利用等による減量に努めるとともに、製造・加工・販売する製品・容器等の適正処理ができるようにすること」、「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと」等が規定されている。

また、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の適正な保管・運搬・処分についての規定や、運搬・処分の委託基準（産業廃棄物管理票交付義務等）、排出事業者の排出者責任、多量排出事業者の減量・処理に関する計画書の作成・報告等が規定されている。

b 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律は、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

事業者等（工事発注者含む）の責務として、原材料等の使用の合理化や再生資源及び再生部品の利用に努めること、事業に係る製品の長期間使用の促進や事業もしくは建設工事に係る製品や副産物の再生資源としての利用促進に努めることが規定されている。

c 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

本法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

建設業を営む者の責務として、建設資材廃棄物の発生の抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の低減、再生建設資材の使用に努めることが規定されている。

また、発注者の責務として、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費

用の適正な負担、再生建設資材の使用等による分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めることが規定されている。

d 「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月、環境省）

本指針は、建設工事（工作物の解体・改修工事含む）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿って適正に処理するために必要な具体的な処理手順等を示すことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

排出事業者（元請業者）の責務と役割として、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化の努力、適正処理の実施等が規定されている。

また、発注者の責務と役割として、廃棄物の発生抑制、再生利用を考慮した設計に努めるとともに廃棄物処理の条件を明示することが規定されている。

e 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月、国土交通省要綱）

本要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図ることを目的としている。

要綱の中では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建設廃棄物については、分別解体等の実施、排出の抑制、処理の委託、運搬、再資源化等の実施、最終処分に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。また、対象建設工事については、元請業者による分別解体等の計画及び施工計画の作成、発注者又は自主施工者による分別解体等の計画等の届出を行うことが規定されている。

f 「建設廃棄物の適正管理の手引き」（平成 24 年 4 月、川崎市）

本手引きは、建設廃棄物のより一層の資源化や適正処理等を目指すことを目指し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定められた廃棄物の処理に関する法の仕組みと、個別具体の問題に対し国から出された通知についてわかりやすく解説したものである。

g 「大気汚染防止法」

本法律では、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を特定粉じんとして、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務、解体等工事の事前調査の実施及びその結果等の説明等の義務化、報告及び検査等が規定されている。

h 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 23 年改正、川崎市）

本条例では、建築物等の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、事前に石綿含有建築材料の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査しなければならないことが規定されている。

i 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、産業廃棄物の地域別環境保全水準として、「生活環境の保全に支障のないこと」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと」と設定する。

(3) 予測・評価

工事の実施及び供用時の事業活動においては、産業廃棄物の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

① 予測

(7) 予測項目

予測項目は、既存建築物等の撤去及び建設工事に伴い発生する産業廃棄物、供用時の事業活動に伴い発生する産業廃棄物を対象とし、廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法とした。

(イ) 予測地域

予測地域は、計画地及び関連事業区域とした。

(ウ) 予測時期

予測時期は、工事中については工事期間全体、供用時については事業活動等が定常の状態になる時期とした。

(エ) 予測方法

予測方法は、施工計画及び事業計画の内容から発生量等を推定する方法とした。

a 工事中

(a) 既存建築物等の撤去に伴う産業廃棄物

既存建築物等の撤去に伴う産業廃棄物の発生量は、表 4.4.2-1 に示した既存建築物等の構造等から算出された施工計画における撤去に伴う産業廃棄物の発生量(容積)(表 4.4.2-2)と重量換算値(表 4.4.2-3)により求める方法とした。

表 4.4.2-2 施工計画における既存建築物等の撤去に伴う産業廃棄物の発生量(容積)

区分	構造	混合廃棄物 (m ³)	木くず (m ³)	金属くず (m ³)	廃石膏 ボード (m ³)	コンクリート塊 (m ³)	アスファルト・コンクリート塊 (m ³)
建築物	鉄筋コンクリート造	69.0	63.0	21.0	60.0	1,096.6	-
	鉄骨造	35.0	27.0	11.8	-	263.0	-
	木造	188.0	396.0	-	-	79.0	-
駐車場	駐車場	4.0	-	-	-	10.0	39.2
道路等	道路等	-	-	-	-	-	201.3
合 計		296.0	486.0	32.8	60.0	1,448.6	240.5

注) 撤去予定の既存建物の図面及び工事業者が保有する建物用途・構造・面積等の実績データ等を基に積算。

表 4.4.2-3 既存建築物等の撤去に伴う産業廃棄物の発生量の予測に用いた重量換算値

廃棄物の種類		重量換算値 (t/m ³)
混合廃棄物		0.26
木くず	解体木材	0.16
金属くず	鉄くず	7.85
ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず	廃石膏ボード	0.31
がれき類	コンクリート塊	1.80
	アスファルト・コンクリート塊	1.80

出典：「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（平成 16 年 3 月、社団法人建築業協会環境委員会副産物部会）

（b）建設工事に伴う産業廃棄物

建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）発生量は、以下に示す予測式等により求める方法とした。

また、建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）の発生原単位を表 4.4.2-4 に示す。

＜建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）発生量の予測式＞

- ・産業廃棄物（汚泥以外）発生量（総量）
＝計画建築物等の延べ面積×廃棄物発生原単位

表 4.4.2-4 建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥以外）の発生原単位

廃棄物の種類		発生原単位 (kg/m ²)
がれき類	コンクリート塊	9.0
	アスファルト・コンクリート塊	2.3
金属くず		2.1
廃プラスチック		2.2
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		1.3
木くず		4.9
紙くず		1.6
石膏ボード		2.8
混合廃棄物		8.4

出典：工事業者が保有する建物用途・構造・面積等の施工条件別の廃棄物排出量原単位データによる。

建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥）発生量は、以下に示す予測式等により求める方法とした。建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥）発生量の予測条件を表 4.4.2-5 に示す。

なお、汚泥発生量については、土質条件により変動することから、施工計画に基づく想定発生率により発生量を求めた（発生量算出の詳細は、資料編 p.資 5-1～2 参照）。

＜建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥）発生量等の予測式＞

[SMW：先行削孔分]

- ・汚泥の発生量＝削孔半径×削孔半径×3.14×削孔長×汚泥発生率

[SMW：本施工分]

- ・汚泥の発生量＝平均壁厚さ×壁深さ×周長×汚泥発生率

[棚杭、構台杭（アボロン機）]

- ・汚泥の発生量＝削孔半径×削孔半径×3.14×深さ×本数×汚泥発生率

注)SMW(工法):掘削土とセメントを攪拌しながら地中に連続した柱列による山留壁を造る工法。

表 4.4.2-5 建設工事に伴う産業廃棄物（汚泥）発生量の予測条件

S M W 工 法	先行削孔分		本施工分	
	削孔径（m）	0.850	平均壁厚さ（m）	0.773
	深さ（m）	20	壁深さ（m）	20
	削孔長（m）	4,333	周長（m）	260
	汚泥発生率（％）	80	汚泥発生率（％）	80
杭ア 打ボ ちロ 機ン	棚 杭		構台杭	
	削孔径（m）	0.500	削孔径（m）	0.600
	深さ（m）	20	深さ（m）	25
	本数（本）	57	本数（本）	23
	汚泥発生率（％）	70	汚泥発生率（％）	70

(c) 再利用率等

工事（閉鎖中建物等の撤去及び建設工事）の実施に伴い発生する各産業廃棄物の再利用率、減量化量及び最終処分量は、以下の予測式により求める方法とした。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再利用率は、表 4.4.2-6 に示すとおりである。

<種類別産業廃棄物の再利用率等の予測式>

- ・種類別再利用率＝産業廃棄物発生量×種類別再利用率
- ・種類別最終処分量
＝種類別産業廃棄物発生量－種類別再利用率

表 4.4.2-6 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再利用率

単位：％

廃棄物の種類		再利用率
がれき類	コンクリート塊	100
	アスファルト・コンクリート塊	100
金属くず		100
廃プラスチック類		60
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		85
木くず	解体木材	100
	建設発生木材	100
紙くず		100
石膏ボード		100
混合廃棄物		90
汚泥		－

注）各廃棄物の再利用率は、工事業者による実績データ及び目標値に基づく。

b 供用時

商業施設から発生する産業廃棄物の発生量は、既存資料による事業系廃棄物の単位面積あたりの発生原単位に商業施設の延べ面積を乗じて求めた。事業系廃棄物の発生原単位の内容は、表 4.4.2-7 に示すとおりである。

表 4.4.2-7 単位面積あたりの産業廃棄物種類別発生原単位

種 類	発生原単位 (g/m ² ・日)
廃プラスチック類	5.8
ゴムくず・繊維くず	0.3
ガラス	4.0
金属くず	4.8
陶磁器くず	0.03
その他不燃物	0.6
合 計	15.53

出典:「事業系一般廃棄物性状調査(その8)」(平成5年度東京都清掃研究所研究報告)平成6年12月、杉山、田口、立藺、明松。
「平成11年度排出源等ごみ性状調査」(東京都環境科学研究所年報(廃棄物研究室編)平成12年11月、及川、三森、谷川

(オ) 予測結果

a 工事中

工事(既存建築物等の撤去及び建設工事)の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法は、表 4.4.2-8 に示すとおりである。

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物発生量(汚泥以外)の合計は約4,771 tであり、このうち最も発生量が多いものはがれき類で約3,465 tと予測する。また、再利用量の合計は約4,692 t(約98.3%)、最終処分量の合計は約79 t(約1.7%)と予測する。汚泥の発生量は、約5,520m³と予測する。

処理・処分方法は、発生した産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき積極的に発生抑制するとともに、分別の徹底や可能な限り資源化を図る等を行い、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測する。

また、「大気汚染防止法」や「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」による事前調査の結果、既存建築物等に石綿含有建材が確認された場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等により、石綿含有建材の飛散・流出等がないように適正に撤去を行い、石綿含有産業廃棄物として飛散・流出防止のためのシート掛け等を施した適正な運搬により、管理型最終処分場(溶融等無害化処理後は安定型最終処分場)で適正に埋立処分する計画である。

表 4.4.2-8 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類、発生量等及び主な処理・処分方法

廃棄物の種類		発生量①		再利用率	再利用率 ②＝ ①×再利用率	最終 処分量 ④＝①－②	主な処理・処分方法
		建築物等 の撤去	建設工事 計				
がれき類	コンクリート塊	約 2,607 t	約 338 t	約 2,945 t	100%	約 2,945 t	0 t
	アスファルト・ コンクリート塊	約 433 t	約 87 t	約 520 t	100%	約 520 t	再資源化（建設資材等）
	計	約 3,040 t	約 425 t	約 3,465 t	－	約 3,465 t	0 t
	ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず	－	約 49 t	約 49 t	85%	約 42 t	再資源化（原材料等）、一部処 理委託により埋立最終処分
汚泥以外	廃プラスチック類	－	約 83 t	約 83 t	60%	約 50 t	再資源化（燃料等）、一部処理 委託により埋立最終処分
	金属くず	約 257 t	約 79 t	約 336 t	100%	約 336 t	再資源化（原材料等）
	木くず	約 78 t	約 184 t	約 262 t	100%	約 262 t	再資源化（原材料等）
	紙くず	－	約 60 t	約 60 t	100%	約 60 t	再資源化（原材料等）
汚泥以外	石膏ボード	約 19 t	約 105 t	約 124 t	100%	約 124 t	再資源化（原材料等）
	混合廃棄物	約 77 t	約 315 t	約 392 t	90%	約 353 t	再資源化、一部処理委託によ り埋立最終処分
	合 計	約 3,471 t	約 1,300 t	約 4,771 t	－	約 4,692 t (98.3%)	約 79 t (1.7%)
	汚 泥	0m ³	約 5,520m ³	約 5,520m ³	0%	0 t	処理委託により中間処理後 に埋立最終処分

注)四捨五入の関係で、合計値が含まない場合がある。
建設工事の発生量は、延べ床面積約 37,500m² による計算値。
汚泥についても可能な限り再利用する計画であるが、現時点では再利用率が不明なため 0%とした。

b 供用時

本事業の実施に伴い発生する供用時の産業廃棄物の種類、排出量及び処理・処分方法は、表 4.4.2-9 に示すとおりである。1 日あたりの発生量の合計は約 51kg/日と予測する。

処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理すると予測する。

表 4.4.2-9 供用時の産業廃棄物の種類、発生量及び主な処理・処分方法

種 類	発生量 (kg/日)	主な処理・処分方法
廃プラスチック類	約 19.1	資源化（原材料・燃料等）
ゴムくず・繊維くず	約 1.0	資源化（原材料等）
ガラス	約 13.2	再利用・資源化（原材料等）
金属くず	約 15.8	資源化（原材料等）
陶磁器くず	約 0.1	再利用・資源化（原材料等）
その他不燃物	約 2.0	中間処理施設に搬出、資源化を極力図り、一部埋立処分
合 計	約 51	—

注）発生量は延べ面積（商業）約 3,300m² による計算値。

上記以外に、店舗の一部には飲食店も想定されるため、廃油等の産業廃棄物の発生も考えられる。

② 環境保全のための措置

本事業の工事中においては、工事（既存建築物等の撤去及び建設工事）に伴い発生する産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）」等に基づき、積極的に発生を抑制するとともに、分別を徹底し、可能な限り資源化を図る。
- ・工事中に発生する産業廃棄物は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守して適正な収集・運搬及び処分を行う。
- ・産業廃棄物管理票により、廃棄物の適正な運搬・処分を確認する。
- ・既存建築物の解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（環境省）、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、飛散・流出等のないよう適正に処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者により適正に処理・処分を行う。
- ・PCB、フロンについて、電気機器等に含まれる PCB や空調機等にあるフロンガスは解体工事前に機器所有者により適切に回収、処理を行う。

また、本事業の供用時においては、産業廃棄物の再利用、排出の抑制等を図るために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・各テナントに対し、廃棄物保管施設における掲示物等により廃棄物の分別・減量化・資源化を促す。
- ・供用時の産業廃棄物については、商業施設を含む計画建物の地下 1 階に廃棄物保管施設（店舗ゴミ置き場）を設け、廃油を含め取り扱う廃棄物の種類に応じ、各テナント毎に、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し適切に処理・処分する。
- ・資源化が困難な廃棄物は、許可を受けた廃棄物収集運搬業者に委託し、適正な処理を行う。

③ 評 価

本事業の工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の発生量（汚泥以外）の合計は約 4,771 t で、このうち最も発生量が多いものはがれき類で、約 3,465 t と予測した。また、再利用量の合計は約 4,692 t（約 98.3%）、最終処分量の合計は約 79 t（約 1.7%）と予測した。汚泥の発生量は、約 5,520m³と予測した。処理・処分方法は、収集・運搬や処分の業の許可を受けた産業廃棄物処理業者への委託により適正に収集・運搬及び処分を行うと予測した。

工事中に発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）」等に基づき、積極的な発生抑制に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る等の環境保全のための措置を講じる。

本事業の供用時において発生する産業廃棄物の発生量は約 51kg/日と予測した。処理・処分方法は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物処理の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適切に処理すると予測した。

供用時に発生する産業廃棄物は、各テナントに対し廃棄物保管施設における掲示物等により廃棄物の分別・減量化・資源化を促すなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。

4.4.3 建設発生土

環境影響評価の対象は、造成工事等の実施に伴う建設発生土の発生による影響とする。

(1) 現況調査

ア 調査項目

計画地及びその周辺の建設発生土の状況等を把握し、造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 建設発生土の状況
(イ) 関係法令等による基準等 |
|---------------------------------|

イ 調査地域・調査地点

計画地及び関連事業区域とした。

ウ 調査期間・調査時期

建設発生土の状況についての調査時期は、平成 24 年度とした。

エ 調査方法

(ア) 建設発生土の状況

「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」等の既存資料を収集・整理により、計画地及びその周辺の建設発生土の状況を把握した。

(イ) 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」
- ・「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」
- ・「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省要綱）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

オ 調査結果

(7) 建設発生土の状況

平成 24 年度における神奈川県での建設発生土の排出状況は、表 4.4.3-1 に示すとおりである。

建設発生土の場外排出量の合計は約 5,565 千 m^3 である。

表 4.4.3-1 神奈川県における建設発生土の排出状況（平成 24 年度）

単位：千 m^3 /年

工事区分		場外排出量			
			工事間利用	再資源化施設 (土壌改良プラント)	内陸受入地
土木工事	公共	3,216.1	759.3	225.9	2,230.8
	民間	277.1	5.4	1.2	270.4
建築工事	新築・増築工事	2,063.2	46.4	1.7	2,015.1
	解体工事	1.0	0.0	0.0	1.0
	修繕工事	7.6	1.0	0.2	6.4
建設工事合計		5,565.0	812.1	229.1	4,523.8

出典：「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」（平成 26 年 3 月、国土交通省）

(イ) 関係法令等による基準等

a 「資源の有効な利用の促進に関する法律」

本法律の目的や事業者等（工事発注者を含む）の責務は、「4.4.1 一般廃棄物」に示したとおりである（p.264 参照）。

なお、建設発生土は再生資源としての利用促進が特に必要な建設副産物であるとの観点から、本法律の規定に基づき、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」が定められている。

b 「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」（平成 24 年 10 月改正、神奈川県）

本条例は、土砂の搬出、搬入、埋め立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的としている。

建設工事またはストックヤードの区域から 500 m^3 以上の土砂を搬出する場合は、あらかじめ土砂の搬出にかかる処理計画書を作成し、知事に届け出ることが規定されている。また、埋め立て、盛土その他土地への土砂の堆積を行う面積が 2,000 m^2 以上の場合は、知事の許可が必要となっている。

c 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月、国土交通省要綱）

本要綱の目的は、「4.4.2 産業廃棄物」に示したとおりである（p.273 参照）。

本要綱では、発注者、元請業者、下請負人等の関係者の責務と役割を示しており、建

設発生土については、排出の抑制及び工事間の利用の促進、工事現場等における分別及び保管、運搬、受入地での埋め立て及び盛土に関して、関係者の責務と具体的な内容が規定されている。

d 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

「地域環境管理計画」では、建設発生土の地域別環境保全水準として、「生活環境の保全に支障のないこと」と定めている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準に基づき、「生活環境の保全に支障のないこと」と設定する。

(3) 予測・評価

工事の実施においては、建設発生土の発生による影響が考えられるため、その影響の程度について予測及び評価を行う。

① 予測

(7) 予測項目

予測項目は、造成工事等の実施に伴い発生する建設発生土の発生量及び処理・処分方法とした。

(4) 予測地域

予測地域は、計画地及び関連事業区域とした。

(5) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

(1) 予測方法

予測方法は、施工計画の内容から、切土、掘削工事等に伴う建設発生土の発生量及び処理・処分方法を予測する方法とした。

(2) 予測結果

建設工事に伴う建設発生土の発生量・搬出量及び処理・処分方法は、表 4.4.3-2 に示すとおりである。

計画建物等の掘削工事に伴う建設発生土の発生量は約 42,600m³、建設発生土の搬出量は埋戻し土の約 800m³を除く約 41,800m³と予測する(詳細は、資料編 p.資 5-2～3 参照)。

建設発生土の処理・処分方法は、計画地内での保管が困難であるため、埋戻し土以外は場外搬出とし、搬出に際しては「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省要綱)等に基づき、処分地を指定して適正に処理・処分を行うと予測する。

表 4.4.3-2 建設発生土の発生量・搬出量及び処理・処分方法

項目	建設発生土の発生量	埋戻土量	建設発生土の搬出量	処理・処分方法
建設発生土	約 42,600m ³	約 800m ³	約 41,800m ³	搬出する建設発生土は、処分地を指定して適正に処理・処分を行う。

② 環境保全のための措置

本事業の工事においては、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・計画建物等の掘削工事に伴う建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省）等に基づき、可能な限り埋戻し土等として再使用すると共に、場外に搬出する建設発生土は、同要綱等に基づき、適正に処理・処分を行う。
- ・建設発生土による粉じん等の発生及び拡散が生じないようにするため、計画地内や周辺道路の散水及び清掃を適切に実施するとともに、埋戻し土の仮置き場のシート掛けを行う。
- ・建設発生土の運搬時においては、車両の荷台にシート掛け等の飛散防止を行う。

③ 評 価

計画建物等の掘削工事に伴う建設発生土の発生量は約 42,600m³、搬出量は約 41,800m³と予測した。処理・処分方法は、埋戻し土以外は場外搬出とし、搬出に際しては処分地を指定して適正に処理・処分を行うと予測した。

本事業の工事においては、計画地内での保管が困難であるために埋戻し土を除き場外搬出となるが、計画建物等の掘削工事に伴う建設発生土は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省要綱）等に基づき、可能な限り埋戻し土などとして再使用する等の環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。